

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

平成22年6月4日金曜日 第2172号

◇ 目 次 ◇ 告 示

救急診療所の協力申出	410
土地改良事業の工事の完了	410
保安林の指定	410
土地改良事業の工事完了の届出	411
土地改良区の管理規程の認可	411
道路の供用開始(県道八倉松前線)	412
開発行為に関する工事の完了(2件)	412
指定道路の指定(2件)	412
公告	
争議行為の通知の公表	413

告 示

○愛媛県告示第677号

次の診療所は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急診療所である。

平成22年6月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在	地	開設	者名	認 定 の 有効期限
神南診療所	大洲市新谷乙118	36番地 1	清 水	英 範	平成25年 5月31日 まで

○愛媛県告示第678号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成22年6月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
農地保全事業	三間地区	平成18年7月3日
ため池等整備事業	三間地区	平成22年2月8日

○愛媛県告示第679号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、 次のように保安林の指定をする。

平成22年6月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 保安林の所在場所
 - 西条市河之内甲172の1、乙34、乙35の1
- (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 河之内甲172の1・乙34・乙35の1(以上3筆について、 次の図に示す部分に限る。)
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所

今治市菊間町種1951から1953まで、1957から1965まで、1989 の1

- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 菊間町種1959・1960(以上2筆について、次の図に示す 部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林の所在場所

松山市吉木乙306の 2、乙307から乙313まで、乙316から乙31 9まで

- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 吉木乙313・乙316(以上2筆について、次の図に示す部 分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 保安林の所在場所

松山市上怒和乙681の1、乙681の3

- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第680号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成22年6月4日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業(かんがい排水)	荒屋敷地区	平成21年12月18日
県単独補助土地改良事業(かんがい排水)	池原地区	平成22年 3 月10日
県単独補助土地改良事業(農 道)	一本松地区	平成22年3月17日

○愛媛県告示第681号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第1項の規定により、道後平野土地改良区の横谷調整池(操作室、電気施設、通信施設、その他の附帯施設を含む。以下「ダム」という。)の管理規程を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

平成22年6月4日

愛媛県中予地方局長 門 屋 恭 三

- 1 貯水、放水又は取水に関する事項
- (1) 貯水に関する事項
 - ア ダムの満水位は標高106 50メートル、最低水位は標高93 7 0メートルとする。
 - イ ダム管理責任者(以下「管理者」という。)は、原則として毎年6月5日までにダムの貯水を満水位にするものとする。
 - ウ かんがい用水のための利用は、標高93.70メートルから標 高106.50メートルまでの容量、最大454,000立方メートルを 利用して行うものとする。
- (2) 放水に関する事項
 - ア ダムに貯留された水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流するものとする。
 - (ア) 下流において農業用水を必要とするとき。
 - (4) 自流放流により、下流における他の河川の使用のための

- 必要な河川の流量を確保する必要があるとき。
- (ウ) ダムの維持保存のため必要と認めたとき。
- (工) 斜樋の点検整備のため必要を認めたとき。
- (オ) その他やむを得ない理由により放流の必要があるとき。
- イ 管理者は、ダムから放流することによって下流の水位に著 しい変動を生ずると認めるときは、愛媛県、松山市、警察署 その他の関係機関に通知するとともに、一般に周知させるた め必要な措置をとらなければならない。
- (3) 取水に関する事項
 - ア 毎年6月6日から10月6日までをかんがい期間とする。
 - イ かんがい用水のためのダムからの取水量は、6月6日から 10月6日まで、毎秒0.787立方メートル以内とする。
 - ウ ダム下流高野部落が従来横谷川から取水していたかんがい 用水等は、横谷川自流の範囲内で、既設かんがい用斜樋施設 から、毎秒0.045立方メートル以内において分水しなければ ならない。
 - エ 横谷川の自流は貯水しないものとし、ダム上流に設けている流量計の測定量よりウの水量を除き放流するものとする。 ただし、洪水等により一時貯留したときは、すみやかに放流するものとする。
- 2 その他管理規程に記載されている事項
- (1) ダムの操作、点検及び整備に関する事項
 - ア 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な 機械及び器具、観測のために必要な設備並びに管理のために 必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行 わなければならない。
 - イ かんがい用水の取水を行うときは、ダムの水位及び取水に 応じて斜樋スルースゲートの開度を調節しつつ取水するもの とする。
 - ウ 斜樋ゲートの操作は、次の各号により行うものとする。
 - (ア) 斜樋ゲートの開閉は、停電その他の事故等により、やむ を得ず手動操作とする他は電気駆動とすること。
 - (4) 既設かんがい用斜樋ゲートの操作は、手動により行うものとする。
 - (ウ) ゲートを操作する場合は、電流計及び開度指示計に注意 し、ゲートの昇降を確かめること。
 - (エ) ゲートの戸当り部分に塵芥のかからないよう注意すること。
- (2) 緊急事態における措置に関する事項
 - ア 管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水 警戒体制をとらなければならない。
 - (ア) 松山地方気象台から関係地域に対して、降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
 - (イ) その他洪水が予想されるとき。
 - イ 管理者は、洪水警戒体制をとるときは、道後平野土地改良 区理事長(以下「理事長」という。)の指示を受け、職員を 呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置 をとらなければならない。
 - (ア) 愛媛県、松山市、警察署その他の機関との連絡並びに気象、水象に関する観測及び情報の収集を密接に行うこと。
 - (イ) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時期 的変化を予測すること。
 - (ウ) 北部幹線水路24号分水工からのかんがい用水放流につい

- て、北部幹線用水路の管理責任者(以下「水路管理者」という。)とその措置について密接な連絡を図らなければならない
- ウ 管理者は、気象庁により、愛媛県松山市において震度階級 4以上の地震が発表されたときは、地震発生後において、直 ちに堤体等の異常の有無を点検し、結果を関係機関へ連絡す るとともに、報告書を作成して提出しなければならない。
- エ 管理者は、かんがい期間において、異常渇水等によって必要な水量を取水することが困難な場合には、理事長に報告し、その指示を受けて適切な措置をとらなければならない。
- オ 管理者は、常に水路管理者と連絡を密にし、分水について 次の各号に注意しなければならない。
 - (ア) ダムへの貯水のとき。
 - (イ) 洪水及び降雨に関する注意報又は警報の発せられた場合 の分水工の操作

- (3) その他施設の管理に関し必要な事項
 - ア 管理者は、気象及び水象について、次に掲げる事項を定期 的に観測しなければならない。
 - (ブ) 気象関係天気、降水量
 - (イ) 水象関係 水位、流入量、取水量、放流量
 - イ 管理者は、ダム管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項に ついて記録しなければならない。
 - (ア) アによる調査又は観測の結果
 - (イ) ダムの状況及び点検整備に関する事項
 - (ウ) 緊急時における措置に関する事項
 - (エ) ゲートの操作を行ったときは、操作の時刻、開度、取水
 - (オ) その他ダムの管理に関する事項

○愛媛県告示第682号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成22年6月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

ì	道路の種類		路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
ĥ	県 道 八倉松前線			伊予郡松前町大 同字23番3まで		銭塚23番 3 均	也先から				平成22年6月7日		

○愛媛県告示第683号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成22年6月4日

愛媛県中予地方局長 門 屋 恭 三

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
中局建(開)第10号 成22年 5 月28日	伊予郡松前町大字鶴吉字宮ノ前5番5	伊予市双海町高野川甲520番地 笘 居 靖 史

○愛媛県告示第684号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成22年6月4日

愛媛県中予地方局長 門 屋 恭 三

検 査 済 証 の 番 号	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は	開 発 許 可 を 受 け た
及 び 交 付 年 月 日	工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	者 の 住 所 及 び 氏 名
22中局建(開)第11号 平成22年 5 月28日	伊予郡松前町大字西高柳字桜木115番 5	伊予郡松前町大字昌農内577番地 1 メゾンK・I 101号 宇 野 隼 利

○愛媛県告示第685号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路を指定した。

平成22年6月4日

愛媛県中予地方局長 門 屋 恭 三

- 1 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日

平成22年5月28日

- 3 指定道路の位置
 - 伊予市上吾川字松本甲153番 1
- 4 指定道路の延長及び幅員 (1) 幅員 4.00メートル
- (2) 延長 19 98メートル

○愛媛県告示第686号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成22年6月4日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成22年 5 月24日

3 指定道路の位置

西予市宇和町瀬戸292番1、293番、297番及び298番1

- 4 指定道路の延長及び幅員
- (1) 延長 55 36メートル
- (2) 幅員 5.00メートル

公 告

〇公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成22年5月26日あったので公表する。

平成22年6月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成22年度夏季一時金その他に関する事項
- 2 日時 平成22年6月6日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地		
医療法人敬愛会久米病院	松山市南久米723		
特定医療法人清和会和ホスピタル	松山市柳原739		
医療法人北辰会まなべ病院	西条市氷見丙477		
財団法人新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13 - 47		
医療法人十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1-1-28		
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山 4 番耕地163		

4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

平成22年6月4日 発行 413